

令和6年10月以降の 総合事業単位数及び加算について

令和6年9月13日 檀原市 長寿介護課包括支援係

内 容



1. 単位関係

- 単位改定について
- 新しい加算・減算について

2. 提出物について

- 提出物について

3. その他

1. 單位關係

R6年10月からの変更点について(訪問)



【第一号訪問事業】

・加算追加

生活機能向上連携加算 … 1月100単位/200単位

口腔連携強化加算 … 1月50単位

・減算追加

同一建物減算

R6年10月からの変更点について(通所①)



【第一号通所事業】

・基本報酬改定

… 週1 403単位

… 週2 413単位

※ 上限単位は設定せず

※ 檀原市では一月の上限単位を設定しないことで、利用者が支援の回数を減らすことなくサービスを利用できること、また、事業所にも実績に応じた報酬を受け取ることができるようにしている。

R6年10月からの変更点について(通所②)



【第一号通所事業】

・加算追加

生活機能向上グループ活動加算、生活機能向上連携加算、
栄養アセスメント加算、口腔・栄養スクリーニング加算、
一体的サービス提供加算、サービス提供体制強化加算、
若年性認知症利用者受入加算

R6年10月からの変更点について(通所③)



【第一号通所事業】

・減算追加

送迎減算（片道につき）

居住地との同一建物減算（1回につき）

利用定員超える場合の減算

職員の基準に満たない場合の減算

※ 各加算・減算の概要や算定条件については檀原市ホームページ
をご参照ください。

加算・減算の概要や算定条件のホームページ掲載場所

新しい単位数、加算及び減算の説明資料について

下記資料をご確認ください。

加算・減算の要件

[生活機能向上連携加算\(訪問\) \(PDFファイル: 333.4KB\)](#)

[生活機能向上連携加算\(通所\)、生活機能向上グループ加算\(通所\) \(PDFファイル: 652.1KB\)](#)

[栄養改善加算\(通所\)、栄養アセスメント加算\(通所\) \(PDFファイル: 387.4KB\)](#)

[口腔機能向上加算、口腔連携強化加算 \(PDFファイル: 422.9KB\)](#)

[口腔・栄養スクリーニング加算\(通所\) \(PDFファイル: 430.6KB\)](#)

[一体的サービス提供加算 \(PDFファイル: 271.4KB\)](#)

[同一建物減算 \(PDFファイル: 379.8KB\)](#)

[送迎減算 \(PDFファイル: 153.9KB\)](#)

同じページ説明資料の下に掲載しています。

2. 提出物について

提出物について < 全事業所 >

檀原市介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書

【受付期間】 令和6年9月30日（月）

【提出先】 檀原市 長寿介護課 包括支援係

【提出方法】 来庁、郵送、ホームページのいずれか

※加算の有無に限らず、全事業所に提出をお願いします。

※人員・設備・運営の基準等変更があった場合は、**変更届出書**の提出も併せてお願いします。

体制届の提出について

令和6年9月30日（月曜日）までに体制届の提出をお願いします。

※全ての事業所の方が対象です。加算・減算を算定されない場合は、「なし」で提出してください。

[檀原市介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制届等に関する届出書（様式）（Excelファイル:19.6KB）](#)

檀原市介護予防・日常生活支援総合事業算定に係る体制等に関する届出書の提出は下記よりお願いします。（窓口若しくは郵送も可）

[檀原市介護予防・日常生活支援総合事業算定に係る体制等に関する届出書の提出用URL](#)

同じページQ&Aの下に様式及び提出用のURLを掲載しています。

見本

横浜市介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書

年 月 日

(宛先) 横浜市長

所在地
届出者 名称
代表者氏名

| | | | | | | | | | | | |
|---------|----------------|-------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 事業の種類 | 1 訪問 2 通所 | 事業所番号 | | | | | | | | | |
| 異動区分 | 1 新規 2 変更 3 終了 | 事業所名 | | | | | | | | | |
| 通所開始年月日 | 令和6年10月1日 | 所在地 | | | | | | | | | |
| | | 電話番号 | | | | | | | | | |

| 提供サービス | | 該当する体制等 | |
|--------|-----------------|----------------------|------------------------------------|
| A3 | 訪問型サービス (昼日・定率) | 生活機能向上連携加算 | 1 なし 2 あり |
| | | 口腔連携強化加算 | 1 なし 2 あり |
| | | 同一建物減算 | 1 なし 2 あり |
| | | 介護職員等処遇改善加算 | 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 5 加算Ⅳ 6 加算Ⅴ |
| | | 高齢者虐待防止措置実施の有無 | 1 減算型 2 基準型 |
| | | 業務継続計画策定の有無 | 1 減算型 2 基準型 |
| A7 | 通所型サービス (昼日・定率) | 半日入浴加算 | 1 なし 2 あり |
| | | リハビリテーション職員配置加算 | 1 なし 2 あり |
| | | 運動機能向上加算 | 1 なし 2 あり |
| | | 生活機能向上グループ活動加算 | 1 なし 2 あり |
| | | 生活機能向上連携加算 | 1 なし 2 あり |
| | | 栄養改善加算 | 1 なし 2 あり |
| | | 栄養アセスメント加算 | 1 なし 2 あり |
| | | 口腔機能向上加算 | 1 なし 2 あり |
| | | 口腔・栄養スクリーニング加算 | 1 なし 2 あり |
| | | 選択的サービス複数実施加算 | 1 なし 2 あり |
| | | 一体的サービス提供加算 | 1 なし 2 あり |
| | | サービス提供体制強化加算 | 1 なし 2 あり |
| | | 若年性認知症利用者受入加算 | 1 なし 2 あり |
| | | 送迎減算 (片道につき) | 1 なし 2 あり |
| | | 居住地との同一建物減算 (1 園につき) | 1 なし 2 あり |
| | | 利用定員超える場合の減算 | 1 なし 2 あり |
| | | 職員の基準に満たない場合の減算 | 1 なし 2 あり |
| | | 介護職員等処遇改善加算 | 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 5 加算Ⅳ 6 加算Ⅴ |
| | | 高齢者虐待防止措置実施の有無 | 1 減算型 2 基準型 |
| | | 業務継続計画策定の有無 | 1 減算型 2 基準型 |

3. その他

コード表の変更について



10月利用分より、新しいサービスコードの取り込みをお願いします。

9月20日（金）にホームページに掲載予定です。

令和6年10月以降のサービスコード

令和6年9月20日（金曜日）ごろに更新予定です。

同じページの体制届の下に掲載予定です。

若しくは、市のホームページで「総合事業」と検索して、「**檀原市介護予防・日常生活支援総合事業のサービスコードについて**」のページをご確認ください。

質問を受け付けます



- 今回の制度改正に関する質問は、橿原市HPより受け付けします。
 〆切：令和6年9月20日（金）
 回答：令和6年9月25日（水）頃に橿原市HPに掲載予定です。

↓ 質問票・Q&Aの掲載場所はこちら

Q&A

[総合事業新加算の質問について](#)

上記URLより回答ください。

質問の回答につきましては、令和6年9月25日（水曜日）ごろに更新予定です。

同じページ説明資料の下に掲載しています。

実施要綱の変更について

檀原市ホームページ掲載の要綱の確認方法

関連ページのご案内です。

制度改正に関連するページは以下になります。

※檀原市総合事業に関する規則・要綱については現在改正中です。

[檀原市総合事業に係る指定関係](#)

[檀原市介護予防・日常生活支援総合事業のサービスコードについて](#)

[檀原市総合事業に関する規則・要綱](#)

[介護予防・日常生活支援総合事業 サービスのご案内](#)

同じページの関連ページからご確認いただくか、市のホームページで「総合事業」と検索して「檀原市総合事業に関する規則・要綱」のページをご確認ください。

説明は以上です。
ご確認よろしくお願ひします。